

2026 年度 慶應義塾大学
法学研究科入学試験 修士課程（春期）民事法学専攻
専門科目 民法

<出題意図>

本設問は、修士課程において民法分野を専攻するために必要な専門的学力を問うことを目的としている。事例問題を通して民法に関する基本的理解と応用的思考力を問う出題形式に基づいて、留置権および不当利得返還請求権の成否について問う設問であるが、解答に際しては、関連制度に関する基礎知識はもちろん、事例分析力、多角的かつ体系的思考力、妥当な解決のためのバランス感覚などが求められる。

以 上

2026 年度 慶應義塾大学
法学研究科入学試験 修士課程（春期）民事法学専攻
専門科目 商法

<出題意図>

それぞれの設問について、以下のとおりである。

- I. 会社が資本多数決によって少数株主を締め出すキャッシュ・アウトの手法について、会社法上の制度を横断的に理解できているかを問うものである。いわゆるキャッシュ・アウトは、グループ企業再編等の有用な目的のために用いられるが、同時に、多数株主による濫用的な利用への法的救済が問題となる。各手法に対応して、締め出される少数株主がいかなる救済を求めることができるのかを考える必要がある。少数株主の締め出しの手法および制度的な限界を見極めることが求められる。

- II. 会社法上の基本的な用語・概念をきちんと理解できているかを問うものである。
 1. 会計限定監査役はいかなる場合に置くことが認められるか（要件）を説明したうえで、業務監査権限を有しない監査役を置くことで株主の権限との調整がどのような形で顕れるかを説明する必要がある。
 2. 日本型のいわゆるマネジメント・モデルと比較しながら、取締役会の監督機能がどのように強化されるのかを説明することが求められる。

以 上

2026 年度 慶應義塾大学
法学研究科入学試験 修士課程（春期）民事法学専攻
専門科目 経済法

<出題意図>

本設問は、民事法学専攻における経済法分野の修士課程で求められる基礎的な知識及び学術的論述力を問うものである。優越的地位の濫用に関する間接競争侵害説については、独禁研報告（1982年）の内容が公正取引委員会の「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」、そして裁判所で取り入れられ、今日に至るまで学説上議論されている。これまでの議論状況を踏まえた上で、間接競争侵害説に明示的に言及した判例を挙げながら、論理的かつ説得力ある議論を展開できるかどうかについても評価の対象となる。

以 上

2026 年度 慶應義塾大学
法学研究科入学試験 修士課程（春期）民事法学専攻
専門科目 国際私法

<出題意図>

それぞれの設問について、以下のとおりである。

1. 本設問は、民事法学専攻における国際私法分野の修士課程で求められる基礎的知識を問うものである。国際的（絶対的）強行法規を定義した上で、その性質を正確に理解しつつ、いわゆる「強行法規の特別連結論」について説明できているかが評価の対象となる。
2. 本設問は、国際私法分野の修士課程において求められる学術的論述力を評価するものである。法廷地の国際的（絶対的）強行法規、第三国の国際的（絶対的）強行法規の適用という論点について、従来判例・学説を引用しながら、具体例に則して、論理的かつ説得力のある議論を展開できるかが問われている。

以 上

2026 年度 慶應義塾大学
法学研究科入学試験 修士課程（春期）民事法学専攻
専門科目 知的財産法

<出題意図>

本問は、特許無効審判における発明の要旨認定と特許権侵害訴訟におけるクレーム解釈について、基礎的知識とその違いについての理解を問うものである。特許法の条文、基本判例、実務および学説の理解と理由付けについて、必要な論述を行うことが求められる。

以 上

2026 年度 慶應義塾大学
法学研究科入学試験 修士課程（春期）公法学専攻
専門科目 刑法

<出題意図>

本問は、公法学専攻における刑法分野の修士課程で求められる基礎的知識を問うものである。真正不作為犯および不真正不作為犯の定義、不真正不作為犯の処罰と類推解釈禁止の問題、作為義務の発生根拠といった基本事項を正確に理解しているかどうかの評価の対象となる。

以 上

2026 年度 慶應義塾大学
法学研究科入学試験 修士課程（春期）公法学専攻
専門科目 刑事訴訟法

<出題意図>

本問は、サイバー犯罪という現代的な事象が刑事手続法の運用や制度に対してどのような影響を与えるか、刑事手続に関する基本的な概念や原則を踏まえつつ論ずることを求めるものである。

以 上

2026 年度 慶應義塾大学
法学研究科入学試験 修士課程（春期）公法学専攻
専門科目 国際法

<出題意図>

本問は、国際法分野の修士課程で求められる基礎的知識を問うものである。対抗措置の概念及び要件について正確に理解しているかが評価の対象となる。解答の際には国連国際法委員会の国家責任条文の関連規定を参照することが求められている。

以 上

2026 年度 慶應義塾大学
法学研究科入学試験 修士課程（春期）公法学専攻
専門科目 宇宙法政策

<出題意図>

現代の宇宙活動において国家活動、商業活動ともに最も顕著な活動の一つである宇宙資源探査を題材に、宇宙法専修コースで求められる基礎的知識とそれらを用いた論述力を評価するものである。既存の法体系にある問題点を指摘し、法的な考え方に基づいて論述する力が求められる。

以 上

2026 年度 慶應義塾大学
法学研究科入学試験 修士課程（春期）政治学専攻
専門科目 西洋政治思想史

<出題意図>

本設問は、政治学専攻における政治思想分野の修士課程で必要とされる、基礎的知識と論述力を評価するものである。「革命」は、政治現象を分析・評価する上できわめて重要な概念として、歴史的に用いられてきた。本設問では、「革命」という主題をめぐって、これまでいかなる政治思想的取り組みがなされてきたのか、その歴史を振り返るとともに、グローバルな視座から、この概念が有する政治理論的な可能性と問題点について、一貫性のある視座から検討する能力が求められる。

以 上

2026 年度 慶應義塾大学
法学研究科入学試験 修士課程（春期）政治学専攻
専門科目 政治理論

<出題意図>

それぞれの設問について、以下のとおりである。

1.

本設問は、選挙制度の基礎知識を問う問題であった。小選挙区制が政党システムに与える影響および政党の政策位置に与える影響について、デュヴェルジェの法則・中位投票者定理・ダウズモデルなどの用語を用いて、いかなる影響がなぜ生じるのかを理論的に説明できているかが評価される。

2.

本設問は、政治制度論の基礎知識を問う問題であった。政治学における新制度論として、合理的選択制度論・歴史的制度論・社会学的制度論の三つの主要なアプローチの違いを、キーワードや具体例などを用いて、適切に説明できているかが評価される。

以 上

2026 年度 慶應義塾大学
法学研究科入学試験 修士課程（春期）政治学専攻
専門科目 社会学

<出題意図>

本問は、政治学専攻における社会学分野の修士課程で求められる基礎的知識を問うものである。社会学理論、社会階層論、社会変動論、メディア論など、現代日本社会を理解する上で不可欠な概念について、適切で正確に理解しているかが評価の対象となる。

以 上

2026 年度 慶應義塾大学
法学研究科入学試験 修士課程（春期）政治学専攻
専門科目 日本政治

<出題意図>

それぞれの設問について、以下のとおりである。

1.

本設問は、明治初期の日本政治に関する基礎的な知識と論理的な思考力を問うものである。ここでは、自由民権運動の展開を各段階に分けて説明したうえで、それが日本の民主主義の発展や明治立憲体制の形成に果たした役割について、多角的に論じることが求められる。

2.

本設問は、戦前日本の政党政治に関する基礎的な知識と論理的な思考力を問うものである。ここでは、大日本帝国憲法下における日本の統治構造を踏まえたうえで、内閣の存立や政権運営に帝国議会などのアクターがどのように関わっていたかを、実態に即しながら論じることが求められる。

3.

本設問は、現代日本の政党政治に関する基礎的な知識と論理的な思考力を問うものである。ここでは、新制度論の観点から、選挙制度改革などの政治改革が日本の政党システムや政党組織に及ぼした影響について、実態に即しながら論じることが求められる。

以 上

2026 年度 慶應義塾大学
法学研究科入学試験 修士課程（春期）政治学専攻
専門科目 国際政治学

<出題意図>

それぞれの設問について、以下のとおりである。

1. 国際政治の基本的な理論について、的確に説明できるかを問う問題である。リアリズムとリベラリズムにおいて、理論の前提となる国家および国内体制がどのように位置づけられているかについての理解を問うことで、回答者が国際政治理論を単なる用語の暗記にとどめず、どの程度まで本質的に理解しているかを評価する。
2. 本設問は、冷戦という歴史的事例を国際政治学的に説明する学術的論述力を評価するものである。同時に、現代の国際政治に対する知識や関心も問う。冷戦の歴史的事実を詳述するだけでなく、概念を用いて全体の構造を簡潔に説明できるか、さらに現在の国際政治の事象と比較して冷戦をどのように位置づけられるかが評価の対象となる。

以 上

2026 年度 慶應義塾大学
法学研究科入学試験 修士課程（春期）政治学専攻
専門科目 地域研究（アジア）

<出題意図>

それぞれの設問について、以下のとおりである。

1. 中華人民共和国（中国）が建国当初の新民主主義時期から社会主義へと急転換する背景と経緯を、当時（1950年代前半期）の国内政治および対外関係と関連付けて説明させるものである。中国現代史についての正確な理解とともに、政治現象を多角的に分析する力を問う。
2. 比較政治学の基礎的概念である「クライエンテリズム」の定義と分析手法についての知識、同概念を用いてアジアの事例を論じる際に必要なアジアの国・地域についての理解および論理的思考能力・表現力を問うものである。

以 上

2026 年度 慶應義塾大学
法学研究科入学試験 修士課程（春期）政治学専攻
専門科目 地域研究（アメリカ合衆国）

<出題意図>

それぞれの設問について、以下のとおりである。

1.

本設問は、政治学専攻におけるアメリカ政治分野の修士課程で求められる基礎的知識を問うものである。アメリカの重要な社会政策について、歴史と比較の観点から正確に理解できているかが評価の対象となる。

2.

本設問は、政治学専攻におけるアメリカ外交分野の修士課程で求められる基礎的知識を問うものである。長い間アメリカの対外政策の基礎となったと考えられてきたモンロー・ドクトリンについて、政策的実態と関連付けながら正確に理解できているかが評価の対象となる。

以 上

2026 年度 慶應義塾大学
法学研究科入学試験 修士課程（春期）政治学専攻
専門科目 公共政策

<出題意図>

本問は、政治学専攻における公共政策分野の修士課程で求められる基礎的知識を問うものである。制度が政策決定に及ぼす影響（参加者の規定、選択肢の制約等）について、拒否点や政策遺産などの理論的概念にも触れつつ、幅広くかつ正確に理解しているかが評価の対象となる。

以 上

2026 年度 慶應義塾大学
法学研究科入学試験 修士課程（春期）政治学専攻
専門科目 ジャーナリズム

<出題意図>

設問について、以下のとおりである。

第一に、ジャーナリズムの専門文化に関する基礎知識としてニュースの「物語性」について問いを設定した。ニュースの「語られ方」は古典的な「逆ピラミッド」のような形式的な側面と、フレーム分析や言説分析が対象とするような「勸善懲悪」といった社会の価値観やイデオロギーの表象という側面が含まれる。すなわち、ニュースストーリーは社会の価値観や視点が組み込まれ、不特定多数に理解可能な形で語られるという点の理解を問う意図があった。

第二に、ジャーナリズムを政治学や社会学の枠組みで捉える力を確かめる意図で、近年政治コミュニケーション研究で注目されている「ナラティブ」概念との関連性に関する問いを設定した。ニュースの社会的な影響力や権力作用を考えると、プロパガンダ的な「ナラティブ」との相違点や共通点を考えることは重要である。

第三に、現代のデジタル環境におけるニュースの生産・流通・消費過程を踏まえたメディア研究的な理解を問う意図があった。ニュースにせよ、「ナラティブ」にせよ、それらは今日ソーシャルメディアを介して社会に拡散、浸透する。組織ジャーナリズムのニュースと特定のインフルエンサーが拡散する「ナラティブ」とが区別なく消費されるようなメディア環境が、現代的な政治・社会問題の基盤に存在することを考察することが政治社会学的なジャーナリズム論の現代的課題の一つだと言える。

以 上